

「公認心理師に関する Q&A」

広島文教女子大学

Q：「公認心理師」とはどんな資格なのですか？

A：心理専門職の分野における初めての「国家資格」です

心理援助の分野には多くの資格がありますが、ほとんどすべてが民間の資格であり、求められる専門的な知識や技術の水準もさまざまでした。こうした専門知識や技術に関する一定の基準をクリアした人に国家資格を与えることで、心理専門職としての力量や質を社会的に認め、心の健康の保持増進に寄与するという目的を果たそうとするものです。

Q：「公認心理師」はどんな仕事をするのでしょうか？

A：カウンセリングや心理テストをはじめとしたさまざまな仕事があります

公認心理師は、心理学に関する専門的知識や技術をもって、次のような業務を行うこととされています（公認心理師法第二条）。

1. 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
2. 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
3. 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
4. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

Q：「公認心理師」が働く職場にはどのようなところがありますか？

A：医療、教育、福祉など、さまざまな現場での活躍が期待されます

心理専門職の働く分野はそもそも多岐にわたっています。「公認心理師」も、以下のようにさまざまな職場で働くことが期待されますし、国家資格になったことで新しい職場が広がっていく可能性もあります。特に公的な機関では、国家資格を取得していること（ないしは取得見込みであること）が、求人の要件のひとつになることが考えられます。

医療・保健分野：病院・診療所（精神科・心療内科、小児科、産婦人科、リハビリテーション科 など）、保健所など

教育・福祉分野：学校、幼稚園・保育園、高齢者・障害者等の福祉施設、児童相談所など

産業・組織分野：組織内の保健管理部署、組織外の EAP（従業員のメンタルヘルス支援プログラム）専門機関など

司法・矯正分野：警察、家庭裁判所、刑務所、少年院、社会復帰施設など

Q：大学や大学院では、どんな科目を学ぶ必要がありますか？

A：本学の心理学科と大学院教育学専攻臨床心理学コースは、「公認心理師」に対応したカリキュラムを整備します

「公認心理師」の資格の取得には、次の3つのステップが必要です。「臨床心理士」の受験資格とは異なり、大学でも心理学関連の科目を学ぶことが条件になっています。

【ステップ1】 大学において指定された科目を履修して卒業する

「公認心理師」の受験資格を得るために、大学で学ぶ必要がある科目は次のとおりです。

『表 大学で履修すべき科目』

科目分類		授業科目名
講義科目	心理学基礎科目	1.公認心理師の職責 2.心理学概論 3.臨床心理学概論 4.心理学研究法 5.心理学統計法 6.心理学実験
	心理学発展科目	(基礎心理学) 7.知覚・認知心理学 8.学習・言語心理学 9.感情・人格心理学 10.神経・生理心理学 11.社会・集団・家族心理学 12.発達心理学 13.障害者・障害児心理学 14.心理的アセスメント 15.心理学的支援法 (実践心理学) 16.健康・医療心理学 17.福祉心理学 18.教育・学校心理学 19.司法・犯罪心理学 20.産業・組織心理学 (心理学関連科目) 21.人体の構造と機能及び疾病 22.精神疾患とその治療 23.関係行政論
演習科目		24.心理演習

実習科目	25.心理実習（80 時間以上）
------	------------------

【ステップ2】 大学院において指定された科目を履修して修了するか、公認心理師法で定められた施設・機関で一定期間の実務経験を積む

【ステップ1】を終えたのち、大学院へ進学して次の科目を履修するか、就職して実務経験を積むか、いずれかを選ぶことになります。

『表 大学院で履修すべき科目』

科目分類		授業科目名
講義及び演習科目	心理実践科目	1.保健医療分野に関する理論と支援の展開 2.福祉分野に関する理論と支援の展開 3.教育分野に関する理論と支援の展開 4.司法・犯罪分野に関する理論と支援 5.産業・労働分野に関する理論と支援の展開 6.心理的アセスメントに関する理論と実践 7.心理支援に関する理論と実践 8.家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 9.心の健康教育に関する理論と実践
実習科目		10.心理実践実習（450 時間以上）

『表 大学卒業後の実務経験として認められる施設』

1.学校 2.裁判所 3.保健所又は市町村保健センター 4.障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所 5.病院又は診療所 6.精神保健福祉センター 7.救護施設又は更生施設 8.福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会 9.婦人相談所又は婦人保護施設 10.知的障害者更生相談所 11.広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター 12.老人福祉施設等 13.無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設 14.健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置を講ずるための施設

- 15.更生保護施設
- 16.介護療養型医療施設又は介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
- 17.刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
- 18.国立児童自立支援施設及び国立障害者リハビリテーションセンター
- 19.ホームレス自立支援事業を実施する施設
- 20.独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 21.発達障害者支援センター
- 22.障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
- 23.認定こども園
- 24.子ども・若者総合相談センター
- 25.地域型保育事業を行う施設
- 26.前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

【ステップ3】 国家試験に合格する

国家試験は毎年1回マークシート方式で行われ、150～200問程度が出題されると見込まれています。資格の性質上、単に知識を問うものだけでなく、事例をどう理解したりどう対応したりするかといった問題も、一定の割合で出題されるようです。第1回目の試験（すでに現場で働いている専門職の方々が主な対象）は、2018年9月に予定されています。

Q：文教の心理学科で「公認心理師」資格をめざすことのメリットは？

A：これからも、心理学科+大学院のカリキュラムで実質「6年一貫教育」を展開します

本学の大学院教育学専攻臨床心理学コースでは、「臨床心理士」の養成を長年にわたって行ってきました。心理学科での4年間の教育とあわせ、実質的には「6年一貫教育」を行ってきたわけです。

「公認心理師」の受験資格には、上記のように大学（学部）でも所定の科目を履修することが条件となりました。

そこで本学では、上記の「6年一貫教育」の体制を「公認心理師」の養成カリキュラムにおいても基本的に引き継ぐこととします。

心理学科で推進している「学修支援プログラム」では、学生のみなさんの社会貢献活動やボランティア活動を応援しています。学内外のさまざまな人びととともに活動する経験は、専門家の役割として今後ますます重視される「チーム医療」や「チーム学校」など、協働して支援に取り組むチーム活動のスキルを伸ばすことに役立つでしょう。

Q：「臨床心理士」はどうなりますか？

A：「臨床心理士」資格がなくなることはありません

新しく作られる「公認心理師」資格と、これまでの「臨床心理士」資格は別々のものです。「臨床心理士」は民間資格ではありましたが、資格をもったスクールカウンセラー等の職務がこれまで広く社会的にも認められてきました。「公認心理師」の資格制度が本格的に始まってからも、社会的に必要とされる人数が輩出されるまでには相当の期間を要すると考えられ、「臨床心理士」が果たしてきた役割が直ちになくなってしまうことはありません。

(参考資料リンク)

公認心理師資格について (厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

(注) このページに掲載した情報は、2017年9月15日時点のものです。今後明らかになる制度の詳細によって、内容を一部変更することがあります。